

全面的な法に基づく国家統治

習近平



中央编译出版社
Central Compilation & Translation Press

全面的な法に基づく国家統治

習近平

中共中央文献研究室 編
中共中央編譯局 訳

图书在版编目(CIP) 数据

习近平关于全面依法治国论述摘编：日文 / 习近平著；

中共中央编译局译。—北京：中央编译出版社，2017.1

ISBN 978-7-5117-3228-6

I. ①习… II. ①习… ②中… III. ①习近平－讲话－学习参考资料－日文
②社会主义法制－建设－中国－学习参考资料－日文 IV. ① D2-0 ② D920.0

中国版本图书馆 CIP 数据核字 (2016) 第 306759 号

习近平关于全面依法治国论述摘编(日文)

出版发行：中央编译出版社

地 址：北京西城区车公庄大街乙 5 号鸿儒大厦 B 座 (100044)

网 址：www.cctphome.com

印 刷：北京紫瑞利印刷有限公司

开 本：787 毫米 × 1092 毫米 1/16

版 次：2017 年 1 月第 1 版第 1 次印刷

定 价：98.00 元

出版にあたつて

法治は社会主義の中核的価値であり、法治国家は中国の特色ある社会主義建設の目標の一つである。一九七八年の中国共産党第十一期中央委員会第三回全体会議以来、中国共産党は法に基づく国家統治を党が人民を指導して国を治める上での基本方針としている。三十余年にわたる模索・実践を経て、二〇一四年十月、中国共産党第十八期中央委員会第四回全体会議は法治をテーマとした初の重要な「決定」を打ち出すとともに、法に基づく国家統治の全面的推進、中国の特色ある社会主義法治体系の構築、社会主義法治国家の建設を提起した。

全面的な法に基づく国家統治は、習近平を総書記とする中国共産党が打ち出した「四つの全面」の戦略的配置の一つである。法に基づく国家統治の全面的推進は、わが党の執政・国家振興、人民の幸福・安寧、党と国の長期的安定にかかる重要な戦略課題であり、中国の特色ある社会主義制度の充実・発展と国家統治体系・統治能力の現代化推進における必然的要請でもある。

本書は中共中央文献研究室より編集された『全面的な法に基づく国家統治についての論述抜粋集』を日本語に翻訳したものである。本書には、二〇一二年十二月四日から二〇一五年二月二日にかけての習近平総書記の談話・報告・指示など三十編余りの重要な文献から計一九三の抜粋が、八のテーマに分けて収められている。

中国の最高指導者のこれらの論述を通じて、読者の方々に法に基づく国家統治を全面的に推進する中国共産党の決意・構想・戦略・具体的方策を理解していただければ幸いである。

中共中央編訳局

二〇一六年九月

目 次

一 法に基づく国家統治は中国の特色ある社会主義を堅持し発展させる上で本質的な要請と重要な保障である ······	1
二 中国の特色ある社会主義法治の道を堅持する上で、最も根本的なのは中国共産黨の指導を堅持することである ······	21
三 科学的な立法を推進し、憲法をはじめとする中国の特色ある社会主義の法体系を充実させる ······	51
四 法に基づく行政を厳格に実行し、法治政府の建設を加速する ······	71
五 公正な司法を堅持し、すべての訴訟において人民大衆が公平・正義を感じられるよう努める ······	85

六 人々の法治観念を強化し、法律の尊重・遵守を

全人民の共通の目標と自覺的な行動とする.....

七 才徳兼備の資質の高い法徳人員陣を構築する.....

八 法に基づく国家統治を全面的に行うには、指導幹部という
「力ギとなる少數」をしつかりつかまなければならない.....

一

法に基づく国家統治は中国の
特色ある社会主義を堅持し発
展させる上での本質的な要請
と重要な保障である

将来を見据えて、小康社会（ややゆとりのある社会）の全面的完成は法に基づく国家統治に対しより高い要求を課している。われわれは第十八回党大会の精神を全面的に貫徹・実施し、邓小平理論、「三つの代表」重要思想、科学的発展観を導きとして、科学的な立法、厳格な法執行、公正な司法、全人民による法律の遵守を全面的に推し進めるとともに、法に基づく国家統治・執政・行政の並行推進を堅持し、法治国家・法治政府・法治社会の三位一体建設を堅持して、法に基づく国家統治の新たな局面を絶えず切り開いていかなければならない。

〔第十八期中央政治局第四回グループ学習会における談話〕

（二〇一三年二月二十三日）

「天下に善い法を立つるならば、即ち天下は治まる。一国に善い法を立つるならば、即ち一国は治まる」。国家統治体系・統治能力の現代化を推し進めるには、いうまでもなく法治問題を高度に重視し、強力な措置を講じて法に基づく国家統治を全面的に推進し、社会主义法治国家を建設し、法治中国を建設することが求められる。この点において、われわれは動搖することはない。

〔十八期三中全会の精神の学習・貫徹と改革の全面的深化をテーマとした
省・部級主要指導幹部セミナーにおける談話〕

（二〇一四年二月十七日）

法に基づく国家統治の全面的推進は第十八回党大会と十八期三中全会の精神を貫徹・実施する上で重要な内容であり、諸般の目標・任務の順調な達成、小康社会の全面的完成、社会主義現代化の推進加速のための重要な保証である。また、法に基づく国家統治の全面的推進は、われわれが発展の中で直面している一連の重要な問題を解決する上での――つまり、社会の活力を解放・強化し、社会の公平と正義を促し、社会の調和と安定を守り、国の長期的安定を確保する上の――根本的な要請でもある。わが国の経済・社会の長期的かつ持続的で健全な発展の勢いを保ち、中国の特色ある社会主義の発展にさらに広大な展望を絶えず切り開くには、改革の全面的深化の活動計画としつかり結びつけ、党と国の長期的安定につながる法治基盤を打ち固めなければならない。

中共中央主催の党外人士座談会における談話

(二〇一四年八月十九日)

二〇一四年十月二十五日付『人民日報』に掲載

われわれが担うべき改革・発展・安定の任務はこれまでになく重く、克服すべき矛盾・リスク・試練はこれまでになく多くなつており、法に基づく国家統治の占める位置はますます際立つようになり、果たすべき役割はますます大きくなつてきている。われわれは法に基づく国家統治の基

本方針と法に基づく執政の基本方式を搖るぐことなく貫き、人民をしつかりと指導して社会主义法治国家を建設しなければならない。小康社会の全面的完成と改革の全面的深化はいずれも、法に基づく国家統治の全面的推進と切り離すことができない。

中共中央主催の党外人士座談会における談話

(二〇一四年八月十九日)

二〇一四年十月二十五日付『人民日報』に掲載

法に基づく国家統治は、中国の特色ある社会主义を堅持し発展させる上での本質的な要請と重要な保障にして、国家統治体系・統治能力の現代化を実現する上での必然的な要請である。われわれは経済の発展、明朗な政治、文化の繁栄、社会の公正、生態環境の保全を実現するために、法治のもつ舵取りと規範の役割をよりよく發揮させる必要がある。

「中国共产党第十八期四中全会第一回全体会議における

中央政治局の活動に関する報告」

(二〇一四年十月二十日)

十八期三中全会直後から、党中央は十八期四中全会の議題について検討、考察を始めた。第十八回党大会で打ち出された小康社会の全面的完成という奮闘目標を達成し、十八期三中全会で打ち出された改革の全面的深化に向けたトツプダウソ設計を徹底的に実施するには、法治面からのしつかりとした保障が必要である。

「『法に基づく国家統治の全面的推進における若干の重要な問題に関する

中共中央の決定』についての説明」

(二〇一四年十月二十日)

『中国共産党第十八期中央委員会第四回全体会議文書集』

人民出版社、二〇一四年版、六七〇六八ページ

第十八回党大会は、次のような目標を打ち出した。◇法治は国政運営の基本方式であるので、社会主義法治国家の建設を加速し、法に基づく国家統治を全面的に推進する。◇二〇一二〇年までに、法に基づく国家統治の基本方針の全面的実施、法治政府の基本的完成、司法の信頼度の不斷の向上、人権の確実な尊重・保障を実現する。十八期三中全会はさらに、法治中国を建設するには、法に基づく国家統治、法に基づく執政、法に基づく行政の並行推進を堅持し、法治国家・法治政府・法治社会の三位一体建設を堅持しなければならない、と指摘した。これらの行動計画と要請を全

一 法に基づく国家統治は中国の特色ある社会主义を堅持し発展させる上での本質的な要請と重要な保障である

面的に貫徹・実施することは、社会主义法治国家の建設加速にかかり、改革の全面的深化に向けたトップダウン設計の徹底的実施にかかり、中国の特色ある社会主义事業の長期的発展にかかる。

「法に基づく国家統治の全面的推進における若干の重要な問題に関する

中共中央の決定についての説明」

(二〇一四年十月二十日)

『中国共产党第十八期中央委员会第四回全体会議文書集』

人民出版社、二〇一四年版、六八ページ

法律は国家統治の宝であり、法治は国家統治体系・統治能力の重要な拠り所である。法に基づく国家統治の全面的推進は、党と国の事業の発展が直面している一連の重要な問題を解決するまでの——つまり、社会の活力を解放・強化し、社会の公平と正義を促し、社会の調和と安定を守り、党と国の長期的安定を確保する上での——根本的な要請である。わが国の経済・社会の持続的で健全な発展を推進し、中国の特色ある社会主义事業の発展にさらに広大な展望を絶えず切り開いていくには、社会主义法治国家の建設を全面的に推進し、右の問題の解決に向けた制度的対応策

を法治面から提供しなければならない。

「法に基づく国家統治の全面的推進における若干の重要な問題に関する
中共中央の決定」についての説明」

(二〇一四年十月二十日)

『中国共産党第十八期中央委員会第四回全体会議文書集』

人民出版社、二〇一四年版、六八〇六九ページ

法に基づく国家統治の全面的推進は、わが党の執政・国家振興、人民の幸福・安寧、党と国の長期的安定にかかる重要な戦略課題であり、中国の特色ある社会主義制度の充実・発展と国家統治体系・統治能力の現代化推進における重要部分である。われわれは、第十八回党大会と十八期三中全会で打ち出された一連の戦略的行動計画を成し遂げ、小康社会を全面的に築き上げて中华民族の偉大な復興という中国の夢を実現し、改革を全面的に深化させて中国の特色ある社会主義を充実・発展させるために、法に基づく国家統治の全面的推進に向けた総体的計画を打ち立て、

確実な措置をとり、着実な一步を踏み出さなければならない。

「『法に基づく国家統治の全面的推進における若干の重要な問題に関する

中共中央の決定』についての説明」

(二〇一四年十月二十日)

『中国共産党第十八期中央委員会第四回全体会議文書集』

人民出版社、二〇一四年版、七一ページ

法に基づく国家統治の全面的推進は、わが党が中国の特色ある社会主義の堅持と発展に立脚し、国政運営をより効果的に行うために打ち出した重要な戦略的任務であり、わが党の執政・国家振興にかかる全局的課題でもある。この重要な戦略的任務をしっかりと遂行することは、経済の持続的で健全な発展の推進、社会の調和と安定の維持、社会の公平と正義の実現においても、小康社会の全面的完成と中華民族の偉大な復興の実現においても、非常に重要な意義がある。

「中国共産党第十八期四中全会第二回全体会議における談話」

(二〇一四年十月二十三日)

法に基づく国家統治の全面的推進は、わが国の社会主義法治建設における成功経験と深い教訓を掘り下げて総括した上で行なった重要な選択である。わが党は、法に基づく国家統治の問題に対する認識をわが党の歴史の中で絶えず深めてきた。新中国成立初期、わが党は旧社会の法体系を廃止するとともに、新民主主義革命期の根拠地での法整備面の成功経験を積極的に活かして社会主義の法治建設に力を入れ、社会主義法治の基盤を初步的に打ち固めた。後に、党の指導思想に「左」よりの誤りが生じたため、法制が徐々にかつてほど重視されなくなり、とくに「文化大革命」の十年間にわたる動乱で法制度がひどく破壊されたため、大きな代価を払うことになり、非常に苦い教訓を得た。

十一期三中全会以来、わが党は法に基づく国家統治を党が人民を導いて国を治める上での基本方針とともに、法に基づく執政を党が国政運営を行う上での基本方式として、貫して法治を党と国の活動の大局の中で検討・計画・推進してきたため、法に基づく国家統治の取り組みは大きな成果を収めた。

〔中国共産党第十八期四中全会第二回全体会議における談話〕

(一〇一四年十月二十三日)